第764号　昭和27年9月25日 第三種郵便物認可　み い け　(毎月二回1日、16日)　昭和39年10月16日 (金)

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話3033番 8100
編集兼発行人 濵田紀生

組合日誌

(10月)

3日　三鉱二番方1時間50分時限スト（再開26回目）三鉱三番方方別スト

5・6日　災害対策全国活動者会議

7日　四山支部三番方方別スト。宮浦支部三番方方別スト

8日　宮浦二番方1時間50分時限スト　三川支部二番方1時間50分時限スト。三川支部三番方方別スト

10日　四山支部二番方1時間50分時限スト

13日　中央執行委員会

14日　第5回中央委員会

15日　四山・三川・宮浦支部坑内常一番、坑外全員1時間50分時限スト。宮浦・四山・三川支部二番方1時間50分時限スト。宮浦支部三番方方別スト。四山支部三番方方別スト。三川坑内三番方方別スト

地域住民とのスクラムで新産都市反対

第五回中央委員会で確認

港務所の分離反対

当面の情勢とわれわれのたたかい!!

十月一四日午前九時より開かれた第五回中央委員会は、第一五回福岡総評定期総会、第一六回熊本県評大会の経過報告ののち、一一月二、三、四日に行なわれる炭労臨時大会対策として炭労の新運動方針議案書説明があり、一一月一日の第六回中央委までに下部討議をすすめ、集約することになった。つづいて、三九年度新賃金八五円三〇銭の展開方針を了解し、当面の情勢とわれわれのたたかいとして、一〇月二日、三井鉱山より申入れのあった「港務所分離」について、一〇月九日の中央交渉で分離について明らかとなった大綱的提案を、われわれは「合理化の一方的強行」の一かんであるとして、長期抵抗路線に基づく反合理化闘争の強化を確認した。

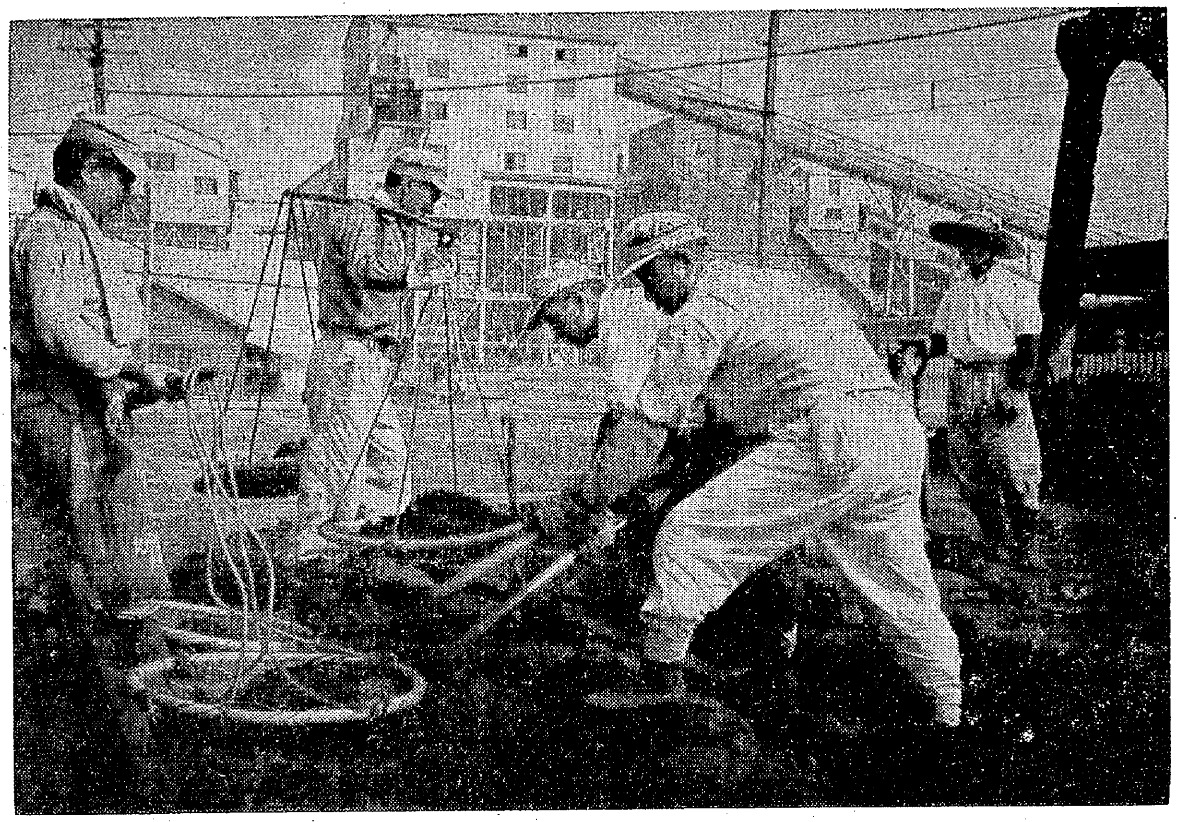

会社のもうけのためだけの合理化を、これ以上受入れることはできない。（写真は港務所船運手の石炭はこび）

港務所分離正式提案

いままで不当な合理化を一方的に強化してきた三井鉱山は、今回地方鉄道切り替え強行について、港務所を三井鉱山より分離し新たな会社設立をすると一〇月九日、正式に提示した。

三池労組はすでに、港務所分離は新産都市と並行して提案されることは地方鉄道反対の斗いの方針でも明らかにしたとおり「合理化の一方的強行」の一環であることを確認してきた。

三井鉱山は今年一一月二八日の定例株主総会までには決定し、第二組合、職員組合とは「条件斗争」で承認させ四〇年四月一日より強行する方針である。

合理化提案内容

【分離の必要性】

①事業の態様の特殊性＝港務所はいずれも公共的性格を有する事業で石炭鉱業とは異なった強い法的規制があり輸送サービスを提供する事業の態勢をとる必要があり、作業能率の向上をはかる必要がある。

②地域経済圏の発展との関連＝本年四月に新産都市の指定をうけこんご港湾整備五カ年計画の一環として三池港を開放する新規改修を計画中である。輸送専管事業体として新たな事業態勢を確立する必要がある。

③資産譲渡による当社自立安定態勢への寄与＝昭和三八年度に美唄、山野、田川の閉山など企業の合理化に努力してきたが、多額の赤字があり港務所を分離することによりその譲渡資産を適正に評価し、三井鉱山の赤字解消を行い自立安定態勢確立の一助としたい。

【分離独立の提案】

①昭和四〇年三月三一日をもって三池港務所を三井鉱山より分離し、同年四月一日付にて新会社として営業を開始する。

②昭和四〇年三月三一日現在、三井鉱山三池港務所に勤務している鉱員は全員同年四月一日をもって新会社に移籍する。退職金は勤続年数を通算し、新会社退職時に支払う。

③労仂条件ならびに福利関係については現行どおり（当分）として発足する。

という簡単な、そしてズサンな提案を行った。

われわれの態度

三池労組は、田川、山野の第二会社化や三池製作所の実例が示すとおり、労仂組合活動を徹底的に抑圧し、労仂諸条件を一方的に切り下げるという事実にたって「分離賛成、条件斗争」という方針にはたたない。

港務所分離に伴う具体的な問題としては次の大綱がある。

(イ)人員減を三九年上期一、〇一一名から四三年八二三名に計画しながら、出炭を二、四七三、〇〇〇トン（日産一六、〇五六トン）から三、一八二、〇〇〇トン（日産二一、二二〇トン）に大幅増加を見込み、下請化や臨時夫化などが計画されているがこれは各鉱に対する大量の組夫導入と同じである。すなわち、「労仂強化」の強制が必至である。

(ロ)賃金については年率五%を上げるといっているが、これは炭鉱坑内外平均の五%ではなく、おそらく四〇～五〇円にとどまるのみで、物価上昇を補うこともむつかしい。

(ハ)退職手当についても勤続年数を通算するといっているが、条件については保障がないし、こんごの改善についても阻止するであろう。

(ニ)保安確立については多数の下請け、臨時夫の導入でいよいよ危険になるが、諸機構や方針などまったく明示されていない。

したがって提案説明におけることのようないいかげんな会社の態度はいよいよ不当な合理化強行を示すものであり、これを認めることはできない。

分離強行のねらいを要約すると第一に、炭鉱から完全に別会社となり、地方鉄道方式労務管理を集中するため。

第二に、組合活動を弱体化し、人べらし、賃下げ、労仂強化のための合理化推進。

第三に、港開放の受け入れ体制をつくり、国家投資導入を容易ならしめて新産都市政策に便乗して「利潤拡大」をはかる。

われわれの基本方針

(イ)不当な、一方的な合理化強行は認められない。

(ロ)港務所分離の後には「港開放」という大義名分をPRしながら「新産都市」が登場し、地域住民からの収奪がはかられる。

(ハ)そればかりでなく、四山社宅や新港社宅などの工場用地化や煙害などの公害も必至である。

(ニ)組合活動を強化するためには、三池労組の支部としての現在の組織関係を堅持し、むしろ分離強行のねらいを明らかにして、第二組合下部大衆に仂きかける

具体的な方針

こんごの推移もあるので、大綱だけをまとめると、

(イ)反合理化斗争についての三権は炭労中斗委員会がもっているので十分三池の実態をつたえる。

(ロ)「当面の諸情勢」をまず内部的に消化し徹底するなかで、港務所分離と反合理化斗争との関係を明らかにする。

(ハ)職場、地域の情宣計画を実施し港務所支部組合員の他支部との交流を行う。

(ニ)粘りづよい「実力行使」をあくまでかさね、抵抗斗争を強行する。

以上の方針を一〇月一四日の中央委員会において満場一致で決定し、強固な斗争態勢を確立した。

分離は第二会社への転落であり労仂者を犠牲にした利潤追及である。新会社の株は全株とも三井鉱山が出資するのなら、分離のねらいがどこにあるかがハッキリする。

三池斗争直前に三作の分離があり、今日の三作の実体はどうか。分離が強行されても、港務支部の全組合員は三池労組の組織の中で長期抵抗路線の斗いをすすめ、ともに勝利の展望を切りひらいていく確信にもえている。

具体的な内容は、さらに二〇日以降の中央団交の中で明らかになっていくが、全組合員は情勢の推移を直視し反合理化斗争を労仂者階級の斗いへ発展せしめる先頭にたつ自覚にめざめ、断固たたかおう。

主張

わかれ道

ほんとうに立派な日本を

いまやテレビを通じてオリンピックは花ざかり、みんなの話題をさらっている。

スポーツのもつ強烈な興奮のなかで「国歌」や「国旗」が、あらためてみんなの心を打っている。

しかし、われわれ国民の生活も労仂もけっして「われを忘れる」ことはできないほどに苦しいのが現実だ。

オリンピックは **民族の美と力の祭典だ、**とされているが、それなら、労仂者は死んでもかまわないという合理化を禁止しない政府やアメリカの核武装潜水艦の寄港を認めるような非人間的・反民族的な政策が問題となるはずである。

地球上にほんとうの平和がかちとられねば表彰台に並ぶ選手たちの握手もそらぞらしいように見えてしようがない。

われわれは、ほんとうに立派な日本を築き上げる大事業が、組織された労仂者の団結と抵抗の強化以外に達成されはしないことを考えよう。

港務所分離のねらい

人べらし・賃下げ・労仂強化災害激増・組合活動弾圧をねらう合理化が三池だけでなく、日本中で荒れ狂っている。

三井鉱山の港務所分離もこのような合理化強行であり、決して例外ではない。げんに中央交渉での会社の提案は、このことをはっきりと示している。

だから「分離」に対しては賛成と反対のどっちでもいいのだというような馬鹿のふりはできないのである。

みんなで話合い、自分の頭で考えるなら、このことは自明であり、三池労組とか第二組合とかの区別はあり得ないことだ。

労仂者が、権力と財力を持つ資本の奴れいに甘んじない限り「反対してもしようがない」という態度は許されない。歴史は支配され、酷使された民衆の抵抗によってのみ「発展」してきた。これが事実のすべてだ。

三池労仂者のたたかい

「三池と安保」のたたかいは三池労仂者の貴重な体験であったし、就労後のきびしい三池斗争は不当労仂行為とのきびしい対決であり、三川鉱大爆発は悲惨な耐えがたい犠牲のなかで「人命を無視」する合理化の正体をばくろした。

いま、三池労仂者が家族たちと共に、いいかげんな考えで毎日を過ごしていないのは、自からのたたかいで把握した「信条」が厳存するからである。

だから、オリンピックについても、港務所分離についても、いいかげんな態度ではなく、いわば一つの「わかれ道」を正しく突き進もうと決意する。

新産都市の内幕

新産差別に とどめを刺そう

闘いの前線地域闘争

政治局　蓮尾信次郎

新産と公害

危い子供の健康

ある日、「学校が燃えているのではないか」と中友校長が言い出し大騒ぎとなった。電線のコードが燃える臭いが全校を被ったからである。「お父さん！大牟田が火事だ」と甘木山に登った子供が叫んだことがある。「朝の空気を肚一杯のみこんだら、フラフラした」という話がある。

これらは工場などから排出される煤煙各種ガス（亜硫酸、炭酸、塩素、硫化水素その他）のいたずらである。バイクや自転車に乗っていて、微粉が眼にささって医者にとってもらったということは、どこでもきく。これは降下煤塵である。

煤塵にたまりかねて亀谷町の住民が、市県に請願を出したことは最近商業紙でも報道した。市保健所の調査では昭和三五年月当り降下煤塵の平均は二六・〇九屯。三八年三〇・七一屯とふえている。降下煤塵は溶解成分と不溶解成分とでなっているが、前述同じ年度で不溶解成分は七屯もふえている不溶解成分は三八年で約一八屯だから小野田市の約一〇屯を大きくこし、煤塵全国一である。

亜硫酸ガスは福岡地区の約八倍北九州市の三倍弱（昭和三六年五・六月調平均）である。これらは市民の健康をむしばんでいる。特に上官小学校や中友小学校など、工場に近い児童の健康管理を、おびやかしている。

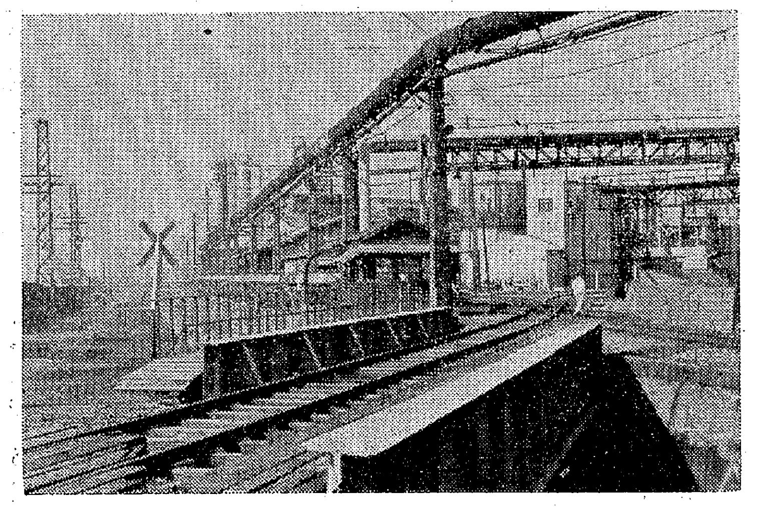

三井系工場群は、多量の煤煙・煤塵・汚水をはきだして、市民生活をおびやかしている。

死の海になる恐れ

赤いしま模様の海流がおし寄せてくると、ノリ漁民はタメいきをついて家に帰る。日本一汚ない大牟田川は死んでいる。

各化学会社の悪水排出口を防ぐと、漁民が実力行使に立上った（一昨年）。三井各社はあわてて、ろ過措置をすると誓った。三化などが酸性汚水ろ過を始めた。だが海底のはらわたまで酸化しているので効果はない。

水産動植物は酸性に弱いことは学説として常識である。ちぢみ病にガン腫病。稚漁死滅などのうち、ノリにもっとも打撃をあたえている。三六年二億三千万円。三七年三億円の被害があったという。海水が一億分の八程の酸分で魚は油くさくなる。有明海の漁獲は三一年から五年間で三分の一以下となった。南新開の岩壁から五〇〇M位のノリ漁場は、二百～三百M沖合に出た。漁場の変更で漁民組合同志の、血の雨が降る寸前の事件がくり返えされている。

さらに下筌、松原ダムが完成すると、筑後川の流量流力が減るので、年間三千屯推定の窒素肥料がこなくなる。新産都市が加われば有明海は〃死の海〃と化すであろう。漁民は最大犠牲者となる。エンゲルスは「大気汚染、河川汚染上下水道と住宅不足、健康の破壊教育低下などを総称して社会的殺人、傷害とよんだ」（恐るべき公害、岩波）。

それにしても全国一三一水域調査の中に大牟田川が入ってなかったことは、三井の力の強さを感じる。

むすび

現行法では住民は、裸で公害戦争にさらされている。労仂者階級の指導による、階級意識を基本とする広範な公害斗争（法改正含む）でなければ成果はあがらない。

ごま化しの市民憲章。新産のため早期失対打切り。生活保護しめつけ強化。農民、商人、中小企業のくび切り推進。教育やカとハエのいない街づくり行政の低下。久保さん殺害とやくざの殺し屋の背影が同じことを、ごま化す小暴力追放都市宣言。自治体の軍国化などは、新産都市再建団体と深い関係がある。

広域行政（市町村合併）はこれらを独占資本に従属させる、総括的な敵の戦略である。地域住民斗争の前進と職場抵抗組織の確立は長期抵抗路線の最前線である。私たちの勝利は明白です。斗いぬきましょう。

(終)

新賃金展開と三池労組の方針

合理化と賃金

三九年五月四日に妥結を見た今年春斗での新賃金獲得額は、一方当り八五円三〇銭という従来にくらべ額だけは最高のものであったこの傾向は他産業においても同様の結果を示しているが、これに対し、日経連前田専務理事は「経営者のひどい敗北賃金」と決めつけるなど、経営者に階級的団結の必要を強調した。

しかし一方労仂者側から見るならば、確かに名目賃金は上がったが「物価の大幅上昇、税金その他」により却って実質賃金は低下し逆に生活は苦しくなって来ているが実態である。このような矛盾はすなわち資本主義合理化政策が起る必然的な結果であり、その資本が行なう合理化の性格は、「生産過程における労仂費切り下げ、つまり生産コスト引下げ」をあくまで目的とする資本家の利潤追及の手段なのである。

その具体化が今年の新賃金協定期間は三九年四月～四〇年三月とし、一方八五円三〇銭と決ったにも拘らず支払いは半期四～九月棚上げを強行し、年間賃金上昇は半分の四二円六五銭となり、実質手取り賃金を低下させている。

このように合理化はわれわれの毎日の賃金をいかに引き下げるかは従来の例を見ても次のようになっている。

「首切りと賃金支払い総額の削減、賃金棚上、六%カット、期末一万円支給、固定給から請負給え切替え標作を引上げる。新たには職務給導入をもって企業忠誠と従属賃金の押しつけ」。

以上合理化強行下における賃金展開はこの実態を正しく促えたうえで対処することが最も基本に考えなければならない。

留意すべき問題

一、現在の固定給（A、B作業）からほとんど全面的に請負給へと切りかえようと会社は懸命になっている。

①もっと仂けば能率が上がり、収入増となるから請負給だと宣伝し、ほんとうは増産のための労仂強化をねらったもの

②いまの人員不足を、組夫導入長時間残業、休憩時間買い上げ、公休出炭と請負給切り替えによる労仂強化で補おうとしている。

③もちろん能率が上昇すれば標作を上げ賃金を下げる。

二、以上の賃金合理化政策を、まず第二組合員に強制的に認めさせ、多くの組合が認めたからと三池労組におしつける「常とう手段」を用意している。このためにこそ、会社は職場で「差別＝アメとムチの政策」を強行するのである。

三、以上の点を十分に検討し、次のような三池労組の新賃金展開方針を提示したわけである。

昭和三九年度新賃金協定額

区分	一方当り上昇額	修正給（内数）
坑内夫	85円30銭	25円30銭
外成夫	85円30銭	25円30銭
女子及び18才未満男子	74円21銭	14円21銭

展開方針

一、基本給のうち基底給に内、外保護とも一律に二六円を繰り入れる。

二、請負給者および流動給者より固定給者に、修正給財源の範囲で財源をまわし修正加給する。但し、請負給、流動給者も最低能率を含め八五円三〇銭は確保する。

三、保安委員の賃金は新職種を設定し格づけを行う。

坑内＝一・二四工＋四七〇円
（採炭会社主催出席賃金）
坑外＝一・二四工＋二七五円
（船積Aの会社主催出席賃金）

四、掘進工などの会社都合低職種転職賃金とり扱いは、行先き歩増しの持ち前職種給とする。

五、沿層掘進切羽CC当番の加給歩増を要求する。

六、運搬作業に従事した者はすべて運搬本来の流動給（現固定は二・三六工）本人給支給を要求する。

七、請負給者の保証給は一律一〇〇%を要求する。

八、その他

以上の方針案はすでに一〇月一四日の中央委員会の承認を得たので早急に対会社交渉に入るが、その構えとしてはストライキ体制の決意でのぞむ。

職場でも十分大衆討議のうえ、みずからの生活を守る賃金の展開にとり組んでもらいたい。

大地評第十一回定期大会

十月二日労仂会館大ホールで第十一回大地評大会は「新産都市促進」する円仏体制の活発化に伴い自治体労仂者に対する合理化をはじめ、生活保護のきりつめ、失対打切等一連の福祉行政の圧迫がきわだった中での重要な大会でした

三池労組より四十名の代議員がこれに出席し、資本家の合理化が人間の生命すらかえりみないところまで労仂者を弾圧している現状と斗いを明らかにすると共に、昨年の東圧労組との五人組をテーマとした交流経験は反合理化斗争に一定の成果を収め得ることが出来たが、本大会はこの成果を継承しとくに三化の労仂者からは相互の理解と連帯行動を翌年の春斗のなかでより一層発揮することを誓いあった。「新産都市」促進に伴う自治体労仂者の斗いも、単に役所の出来ごととして考えることなく「赤字再建団体適用」が次第に地方自治の自主性を失いつつある実情にあることはもちろんのこと、福祉行政の切り下げは市民の生活が貧困化してくるきびしさを理解し、今後の公民館の民主化斗争をはじめ、校区連絡協議会の組織化を図り、円仏体制に対決する方針を確認した。

尚表面化する平和憲法改悪への池田内閣の反動化に対する平和斗争も当面する原子力潜水艦寄港反対斗争を契機にして広く国民に訴えつつ、民主主義と生活向上のために斗うことを決意した。

十一月九日・三川大変災一周忌

怒りと憎しみの労仂者の命日

三川坑大変災は、かってわれわれが長い歴史のなかで経験し得なかった資本家階級の労働者弾圧の冷酷、残虐性をあますことなく表象したものはないだろう。そして一年、十一月九日、午後三時十五分がやがてくる。

われわれはとくに、三池斗争以来、合理化に反対し、生命と権利を追及して止まない精神で抵抗した五年間の成果を検討し斗いつづけ、働く労働者が人とし尊重される世の中をつくる決意をあらためて亡き友に誓う。